



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年9月24日金曜日 第2204号

### ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則..... 691

### 告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定..... 692
- 指定障害福祉サービス事業を行う事業者の所在地の変更..... 693
- 指定障害福祉サービス事業の廃止..... 693
- 指定居宅サービス事業者の指定..... 693
- 指定居宅介護支援事業者の指定..... 694
- 指定介護予防サービス事業者の指定..... 694
- 指定居宅サービス事業の廃止..... 694
- 指定居宅介護支援事業の廃止..... 694
- 指定介護予防サービス事業の廃止..... 695

- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... 695
- 土地改良事業の工事の完了..... 695
- 肥料登録有効期間の更新..... 696
- 介護員養成研修事業者の指定..... 696
- 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（4件）..... 696
- 道路の供用開始（県道森松重信線）..... 696
- 開発行為に関する工事の完了（2件）..... 697
- 建設業者の許可の取消し..... 697

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 697

### 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... 698

## 規 則

### ○愛媛県規則第37号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

### 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（通勤による災害に係る費用の一部負担金）</p> <p><b>第24条の2 省略</b></p> <p>2 条例第22条の2第1項に規定する規則で定める金額は、200円（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第2項に規定する日雇特例被保険者である職員にあつては、100円）とする。ただし、当該額が、現に療養に要した費用の総額又は休業補償の総額を超える場合には、それらの総額のうち小さい額（それらの総額が同じ額ときは、その額）に相当する額とする。</p> <p><b>別表第1（第2条の2関係）</b></p> <p>1・2 省略</p> <p>3 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>電子計算機への入力を反復して行う業務</u>その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害</p> <p>(5) 省略</p> <p>4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げ</p>	<p>（通勤による災害に係る費用の一部負担金）</p> <p><b>第24条の2 省略</b></p> <p>2 条例第22条の2第1項に規定する規則で定める金額は、200円（健康保険法（大正11年法律第70号）第69条の7に規定する日雇特例被保険者である職員にあつては、100円）とする。ただし、当該額が、現に療養に要した費用の総額又は休業補償の総額を超える場合には、それらの総額のうち小さい額（それらの総額が同じ額ときは、その額）に相当する額とする。</p> <p><b>別表第1（第2条の2関係）</b></p> <p>1・2 省略</p> <p>3 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>せん孔、タイプ、電話交換、電信等の業務</u>その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんしょう若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群</p> <p>(5) 省略</p> <p>4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げ</p>

る疾病及びこれらに付随する疾病

(1)～(6) 省略

(7) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

(8) 省略

(9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

5 省略

6 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(1) 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患

(2)～(5) 省略

7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(1)～(8) 省略

(9) 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ又は肝細胞がん

(10) 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ、甲状腺がん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ

(11)・(12) 省略

8 相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止(心臓性突然死を含む。)、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゅう破裂(解離性大動脈りゅうを含む。)、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

9 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病

10 1から9までに掲げるもののほか、公務に起因することの明らかな疾病

る疾病及びこれらに付随する疾病

(1)～(6) 省略

(7) 省略

(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

5 省略

6 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(1) 患者の診療若しくは看護の業務 \_\_\_\_\_ 又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患

(2)～(5) 省略

7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(1)～(8) 省略

(9) 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ \_\_\_\_\_

(10) 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ又は甲状腺がん \_\_\_\_\_

(11)・(12) 省略

8 1から7までに掲げるもののほか、公務に起因することの明らかな疾病

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1081号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成22年9月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 年 月 定 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810101646	有限会社花	松山市堀江町甲1323番地4	渡 邊 美 枝	居宅介護	ヘルパーステーション花	松山市東長戸1丁目8番地19	平成22年8月1日
3814000174	財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	渡 部 三 郎	短期入所	小規模多機能型居宅介護事業所アロハ	南宇和郡愛南町城辺甲2934番地	平成22年8月1日
3821000092	社会福祉法人宗友福祉会	松山市中野町甲640番地	丹生谷 宗 久	共同生活介護	とこ	伊予市上吾川字十合甲1492番	平成22年8月1日

3810500250	株式会社クック・チャム my mama	新居浜市新須賀町2-6-16	藤田 敏子	就労継続支援A型	クック・チャム my mama	新居浜市新須賀町2-6-16	平成22年8月16日
------------	---------------------	----------------	-------	----------	-----------------	----------------	------------

○愛媛県告示第1082号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成22年 9月24日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所			届出年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地		
						変更前	変更後	
3811500051	社会福祉法人三恵会	新居浜市西の土居町2-8-12	太田 恵理子	短期入所	身体障害者療護施設三恵ホーム	東温市則之内甲2819	東温市松瀬川字山田乙1020番地74	平成22年8月1日
3823510015	社会福祉法人南風会	伊予郡砥部町原町166番地	松崎 千代野	共同生活介護	さとわ	伊予郡砥部町原町260	伊予郡砥部町原町260-1	平成22年8月24日
3823510015	社会福祉法人南風会	伊予郡砥部町原町166番地	松崎 千代野	共同生活援助	さとわ	伊予郡砥部町原町260	伊予郡砥部町原町260-1	平成22年8月24日

○愛媛県告示第1083号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成22年 9月24日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		届出年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810100978	有限会社日之出総合ビジネス	松山市天山3丁目7番20号	宮内 康	居宅介護	日之出ケア21	松山市天山3丁目7番20号	平成22年8月1日
3810100978	有限会社日之出総合ビジネス	松山市天山3丁目7番20号	宮内 康	重度訪問介護	日之出ケア21	松山市天山3丁目7番20号	平成22年8月1日

○愛媛県告示第1084号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成22年 9月24日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
大西 克幸	二光クリニック	愛媛県伊予郡砥部町大南457番地1	平成22年8月1日	短期入所療養介護
株式会社新風会	サポートシステム龍星	愛媛県大洲市柚木王子ヶ平580番地1	平成22年8月9日	特定施設入居者生活介護
株式会社ユーミーケア	ユーミーケアたかのこデイサービス	愛媛県松山市鷹子町403-1	平成22年8月10日	通所介護
株式会社ユーミーケア	ユーミーケアたかのこショートステイ	愛媛県松山市鷹子町403-1	平成22年8月10日	短期入所生活介護
合同会社笑い家	通所介護笑い家	愛媛県西条市丹原町池田978番19	平成22年8月13日	通所介護
医療法人胃腸科内科松村クリニック	訪問介護ステーションすみの	愛媛県新居浜市中筋町二丁目1番6号	平成22年8月16日	訪問介護
株式会社丸三	丸三訪問看護ステーション	愛媛県宇和島市中央町二丁目3番22号	平成22年8月20日	訪問看護
株式会社仁愛	ケアプラザ「サン愛」大町事業所	愛媛県西条市大町字柳ヶ内776-22	平成22年8月26日	通所介護

## ○愛媛県告示第1085号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成22年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人宮下整形外科・内科	指定居宅介護支援事業所みやした	愛媛県新居浜市松神子3丁目1番26号	平成22年8月1日	居宅介護支援
有限会社光タクシー	らくらく介護相談所のぞみ	愛媛県新居浜市松の木町5番1号	平成22年8月20日	居宅介護支援

## ○愛媛県告示第1086号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成22年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
大西克幸	二光クリニック	愛媛県伊予郡砥部町大南457番地1	平成22年8月1日	介護予防短期入所療養介護
株式会社新風会	サポートシステム龍星	愛媛県大洲市柚木王子ヶ平580番地1	平成22年8月9日	介護予防特定施設入居者生活介護
株式会社ユーミーケア	ユーミーケアたかのこデイサービス	愛媛県松山市鷹子町403-1	平成22年8月10日	介護予防通所介護
株式会社ユーミーケア	ユーミーケアたかのこショートステイ	愛媛県松山市鷹子町403-1	平成22年8月10日	介護予防短期入所生活介護
合同会社笑い家	通所介護笑い家	愛媛県西条市丹原町池田978番19	平成22年8月13日	介護予防通所介護
医療法人胃腸科内科松村クリニック	訪問介護ステーションすみの	愛媛県新居浜市中筋町二丁目1番6号	平成22年8月16日	介護予防訪問介護
株式会社丸三	丸三訪問看護ステーション	愛媛県宇和島市中央町二丁目3番22号	平成22年8月20日	介護予防訪問看護
株式会社仁愛	ケアプラザ「サン愛」大町事業所	愛媛県西条市大町字柳ヶ内776-22	平成22年8月26日	介護予防通所介護

## ○愛媛県告示第1087号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成22年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人社団戸梶内科医院	戸梶内科医院	愛媛県松山市味酒町一丁目4番地12	平成22年7月31日	訪問リハビリテーション
医療法人聖愛会	三番町ベテル訪問看護ステーション	愛媛県松山市三番町三丁目4番地12	平成22年7月31日	訪問看護
医療法人慈孝会	ホームヘルプサービス事業所こうの	愛媛県松山市河野別府179-1	平成22年8月1日	訪問介護

## ○愛媛県告示第1088号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成22年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人聖愛会	居宅介護支援事業所ベテルケアサービス室	愛媛県松山市祝谷6丁目1229番地	平成22年7月31日	居宅介護支援

## ○愛媛県告示第1089号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成22年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人聖愛会	三番町ベテル訪問看護ステーション	愛媛県松山市三番町三丁目4番地12	平成22年7月31日	介護予防訪問看護
医療法人社団戸梶内科医院	戸梶内科医院	愛媛県松山市味酒町一丁目4番地12	平成22年7月31日	介護予防訪問リハビリテーション

## ○愛媛県告示第1090号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成22年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

## 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
川之江ロックショッピングセンター	四国中央市妻鳥町樋之上1795番地他	大規模小売店舗を設置する者の住所	東京都台東区上野七丁目14番4号	東京都千代田区神田佐久間河岸67番	平成15年11月1日	平成22年9月9日
		大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	ロック開発株式会社代表取締役 松尾 茂和	ロック開発株式会社代表取締役 大門 淳	平成22年5月27日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社イオンほか23者	株式会社イオンリテールほか9者	平成22年2月1日ほか	

## 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

## (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

## (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第1091号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成22年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ほ場整備事業	上方地区	平成15年 3月25日

○愛媛県告示第1092号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成22年 9月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成28年10月14日	愛媛県第1200号	炭酸カルシウム肥料	くみあい粒状苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 14.5 内く溶性苦土 10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号11番地

○愛媛県告示第1093号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成22年 9月24日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 日
株式会社ジェイコム	西条市水見丙444番地1	訪問介護に関する2級課程	平成22年 9月9日

○愛媛県告示第1094号

四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・東畑野地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年 9月24日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・東畑野地区）計画書の写し
  - 四国中央市土居町土地改良区定款の写し
- 縦覧期間  
平成22年 9月27日から10月25日まで
- 縦覧場所  
四国中央市役所土居支所

○愛媛県告示第1095号

四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改

○愛媛県告示第1098号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下北野地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年 9月24日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下北野地区）計画書の写し
  - 四国中央市土居町土地改良区定款の写し
- 縦覧期間  
平成22年 9月27日から10月25日まで
- 縦覧場所  
四国中央市役所土居支所

○愛媛県告示第1096号

四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・道の下地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年 9月24日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・道の下地区）計画書の写し
  - 四国中央市土居町土地改良区定款の写し
- 縦覧期間  
平成22年 9月27日から10月25日まで
- 縦覧場所  
四国中央市役所土居支所

○愛媛県告示第1097号

四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・尾山地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年 9月24日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・尾山地区）計画書の写し
  - 四国中央市土居町土地改良区定款の写し
- 縦覧期間  
平成22年 9月27日から10月25日まで
- 縦覧場所  
四国中央市役所土居支所

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年9月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	森松重信線	松山市南高井町1701番2から 同町1801番6まで	平成22年9月24日

○愛媛県告示第1099号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年9月24日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
22中局建（開）第28号 平成22年9月7日	東温市牛淵字古屋敷326番1及び327番1	高知県高知市知寄町二丁目1番37号 株式会社サニーマート

○愛媛県告示第1100号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年9月24日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
22中局建（開）第29号 平成22年9月14日	東温市南野田字天神734番1及び734番2	東温市南野田740番地 株式会社村田農場

○愛媛県告示第1101号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年9月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
（般 - 19）第6841号	平成19年7月27日	（株）小関電工	小関 久志	宇和島市保田甲287	平成22年8月6日	管工事業	建設業の廃止（一部）
（般・特 - 18）第7050号	平成18年11月8日	（株）山崎建設	山崎由紀夫	西予市三瓶町垣生甲1434 - 1	平成22年8月9日	土木工事業、管工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
（般 - 17）第12125号	平成17年11月16日	（有）高野組	高野 勝	宇和島市祝森甲1162 - 37	平成22年8月23日	左官工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業	建設業の廃止

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年9月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年 8月30日	特定非営利活動法人 えひめイヌ・ネコの会	高 岸 ちはり	松山市石手白石118番地 3	この法人は、市民に対して、動物の愛護及び権利擁護のための各種事業を行って、人間に委ねられた弱い立場にある動物たちの「いのち」への、思いやりのある優しい社会の実現を目指し、同時に動物による被害や苦情等を予防して、人間と動物とが共生できるまちづくり、及び環境の保全を図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成22年 9月24日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,198,984
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,980
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 266,498

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	44,206	14,736
南宇和郡	21,571	7,191
松山市・上浮穴郡	428,498	138,083
今治市・越智郡	149,057	49,686
宇和島市・北宇和郡	86,200	28,734
八幡浜市・西宇和郡	43,183	14,395
新居浜市	102,644	34,215
西条市	93,807	31,269
大洲市・喜多郡	55,872	18,624
伊予市	32,533	10,845
四国中央市	76,301	25,434
西予市	36,733	12,245
東温市	28,379	9,460